

名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業事務取扱要領

(趣旨)

第 1条 この要領は、名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第16条に基づき、生活支援事業に関する実施細目を定める。

(利用事由)

第 2条 要綱第 4条第 1項第 1号に規定する疾病等とは、次の場合をいう。

- (1) 疾病
- (2) 事故
- (3) 出産
- (4) 冠婚葬祭
- (5) 旅行（年 4回に限る。）
- (6) 災害
- (7) 出張
- (8) 学校等の公的行事への参加
- (9) 看護
- (10) 失踪
- (11) 転勤
- (12) 自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）
- (13) 残業

2 前項第 1号の規定にかかわらず、児童の疾病については、次の各号の要件をすべて満たす場合に限る。

- (1) 当該児童が乳幼児でないこと。
- (2) 当該疾病の発病後、5日程度経過し、おおむね軽快していること。
- (3) 母又は父（若しくは養育者）が当該児童を介護できない重大な理由があること。

3 前項第 2号の場合においては、利用の申込を受けた社会福祉事務所長は、対象世帯から徴した当該児童の疾病に係る診断書により確認しなければならない。ただし、要綱第 8条に規定する状況調査書により確認できる場合は、診断書を省略することができる。

(サービスの内容)

第 3条 要綱第 5条第 1号に規定するサービスの内容とは、要綱第4条各号に規定するものの生活に必要な身体介護、家事のうち直接的、日常的に必要な業務に限ることとし、次に掲げるサービスについては含まないものとする。

- (1) 当該世帯の生産的活動にかかる業務
例：田畑の耕作、商品の販売、店番等

(2) 直接的、平常的でないと判断される業務

例：庭の草取り、植木の剪定、家屋の修理、大掃除等

(3) その他直接身の回りの世話に属しないと判断される業務

例：来客接待、留守番等

(利用期間の延長)

第 4条 要綱第10条第 1項第 1号ただし書に基づき、社会福祉事務所長が利用期間の延長等を認める場合は、第 2条第 1項第 1号、第 2号、第 3号、第 6号、第 9号、第10号、第 11号、第12号及び第13号の事由による利用に限るものとする。

(利用決定)

第 5条 社会福祉事務所長は、要綱第 9条に規定する利用の決定にあたっては、必要に応じて関係職員等の意見を聞くものとする。

(費用負担区分の決定等)

第 6条 要綱第13条第 2項に規定する費用負担区分の決定は、社会福祉事務所長が利用者又は利用者の民法第 877条第 1項に定める扶養義務者で利用者と生計を同じくするものの前年分（1月から10月までの利用にかかる決定については前々年分。以下同じ。）の所得を税務主管課等で確認のうえ行うものとする。ただし、転入等により確認ができない場合は、利用者又は利用者の民法第 877条第 1項に定める扶養義務者で利用者と生計を同じくするものから前年分の所得を証明する書類を提出させ確認するものとする。

2 要綱第13条第 1項に規定する費用負担の納付期限は、利用した日の属する月の翌月末日（その日が、民法（明治29年法律第89号）第 142条に規定する休日または土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等でない日）とする。ただしこれによりがたいときは、利用ごとに支払うものとする。

(業務委託)

第 7条 生活支援事業の実施に関して、要綱第 2条の規定に基づき事業の一部を名古屋市長の登録を受けた事業者（以下「事業者」という。）に委託する。この場合、次の内容を明記した生活支援事業の委託契約を締結する。

(1) 委託業務の内容

(2) 委託料及び算定基礎

(3) 委託料の支払方法及び時期

(4) 業務に係る報告書の提出

(5) 契約の解除

(6) 関係帳票の整備

(7) 委託契約の期間

(8) その他必要と認める事項

(利用期間)

第 8条 社会福祉事務所長は、要綱第 9条に規定する事業の利用を決定したときは、ひとり親家庭等生活支援事業利用申込書の写し及び状況調査書の写しを添えて、ひとり親家庭等生活支援事業（実施・変更）依頼書（様式 1）により、事業者に依頼するものとする。

2 社会福祉事務所長は、要綱第11条の規定に基づき、事業の利用内容を変更したときは、ひとり親家庭等生活支援事業（実施・変更）依頼書により、事業の利用の廃止が適当と認めたとき及び要綱第12条の規定に基づき利用を取り消したときは、ひとり親家庭等生活支援事業廃止依頼書（様式 2）により事業者に遅滞なく依頼するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 名古屋市家事介護サービス事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業事務取扱要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づいて提出されている依頼書は、この要領による改正後の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業事務取扱要領（以下「新要領」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成28年10月 1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業事務取扱要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づいて提出されている依頼書は、この要領による改正後の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業事務取扱要領（以下「新要

領」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。